



広島県報

定期
第30号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要	（環境対策室）	一
保安林の指定の解除	（治山室）	三
解除予定保安林にする旨の通知（二件）	（"）	四
公共測量の終了	（土木総務室）	四
道路の区域変更	（道路河川管理室）	四
道路の供用開始	（"）	四
港湾法の規定による臨港地区及び分区の指定（三件）	（港湾管理室）	四
公 告		
特定非営利活動法人の認証申請	（文化・県民協働室）	五
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	（"）	六
調理師試験の実施	（健康増進・歯科保健室）	六
県営土地改良事業変更計画の樹立	（土地改良室）	七
土地改良区の工事の完了	（東広島地域事務所）	七
土地改良区の定款変更の認可	（福山地域事務所）	七
土地改良区の役員の退任	（"）	七
公安委員会告示		
遊技機の型式の検定の告示		八
公安委員会公告		
技能検定員・教習指導員審査（大型二種・普通二種）の実施		八
正 誤		
平成十八年四月六日付け広島県報（定期）第二十六号中 広島県告示第四百五十六号の訂正	（道路河川管理室）	九

告 示

広島県告示第四百九十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

平成十八年四月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	福山市沼隈町大字常石一〇八三番地 株式会社リゾートホテルベラビスタ境ガ浜 代表取締役 丸谷 克巳
工場又は事業場の所在地及び名称	尾道市浦崎町大平木一三四四一から四 株式会社リゾートホテルベラビスタ境ガ浜

二 申請の内容

六六の二 イ 旅館業の用に供するちゅう房施設四基及び六六の二 ハ 旅館業の用に供する入浴施設五基を設置し、六六の二 イ 旅館業の用に供する入浴施設八六基の使用の方法を変更する。

また、排水口における排水量及び濃度を変更する。
1 特定施設の種類能力及び使用の方法（その一）

種 類	型 式	能 力	
		型 式	力
六六の二 イ ちゅう房施設 （進藤会館（B四））	RC造	一日当たり一五〇食	許可後直ちに
六六の二 イ ちゅう房施設 （ステーキハウス（B五））	木造	一日当たり一〇〇食	許可後六〇日以内
工 期	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許 可 後 直 ち に	着 工 後 三 〇 日
工 期	工 事 完 成 予 定 年 月 日	許 可 後 直 ち に	着 工 後 六 〇 日 以 内
工 期	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完 成 後 直 ち に	完 成 後 直 ち に

種 型 能	種 類	力 式	等 期			使用時間 (使用の季節的変動)
			工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工 事 開 始 予 定 年 月 日	
木造	六六のニイ ちゆう 房施設 (B六)	一日当り三六人利用	許可後六〇日以内	着工後六〇日以内	完成後直ちに	四時間連続使用 (なし)
			同上	同上	同上	
			一日当り四九人利用	同上	同上	

(その二)

汚水等の排出先	使用の方法										使用時間 (使用の季節的変動)
	排出される汚水等の汚染状態										
排出される汚水等の室日当たりの量 (単位・立方メートル)	大腸菌群数(単位・一立方センチメートルにつき個)	ノルマルヘキサノ抽出物質含有量	燐含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度(単位・水素指数)	項 目		
									単位・一リットルにつきミリグラム	単位・一リットルにつきミリグラム	通常
マリンパーク境方浜の合併浄化槽で処理	一〇二二・八七	三、〇〇〇	五〇	六〇	一〇〇	二〇〇	一五〇	一〇〇	五・五〇	九・五〇	五時間連続使用 (P/T-1時のみ使用)
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

種 型 能	種 類	力 式	等 期			使用時間 (使用の季節的変動)
			工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工 事 開 始 予 定 年 月 日	
RC造	六六の二八 入浴施設 (新館)(C二〇〇)(C二〇三)	一日当たり二七人入浴	許可後直ちに	着工後三〇日以内	完成後直ちに	二四時間連続使用 (なし)
			同上	同上	同上	
			同上	同上	同上	
			同上	同上	同上	

(その三)

汚水等の排出先	使用の方法										
	排出される汚水等の汚染状態										
排出される汚水等の室日当たりの量 (単位・立方メートル)	大腸菌群数(単位・一立方センチメートルにつき個)	ノルマルヘキサノ抽出物質含有量	燐含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	項 目			
								単位・一リットルにつきミリグラム	単位・一リットルにつきミリグラム	通常	最大
マリンパーク境方浜の合併浄化槽で処理	二・五	三、〇〇〇	五〇	六〇	一〇〇	二〇〇	一五〇	一〇〇	二・五〇	三・〇〇	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

2 汚水等の処理の方法
変更なし
3 排出水の汚染状態

使用の方法 (排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル))	項目	等			種 類	変更前	変更後
		工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日			
七二・五	通常	既設			六六八入浴施設 (本館(C))	変更前	変更後
		同上					
	最大	完成後直ちに			同上	変更前	変更後
		着工後三〇日以内					

(その五)

使用の方法 (排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル))	項目	等			種 類	変更前	変更後
		工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日			
四五	通常	既設			六六八入浴施設 (新館(C))	変更前	変更後
		同上					
	最大	完成後直ちに			同上	変更前	変更後
		着工後三〇日以内					

(その四)

排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	項目	大腸菌群数 (単位・一立方センチメートルにつき個)	
		以下	三、〇〇〇
汚水等の排出先	ベラビスタ境ガ浜排水口A	二六	三、〇〇〇
		四八	〇、〇〇〇
マリンパーク境ガ浜の合併浄化槽で処理	同上	一五・二四・六七	〇、〇〇〇
		同上	〇、〇〇〇

三 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間
平成十八年四月二十日から
平成十八年五月十日まで

2 縦覧場所
広島県環境部環境対策局環境対策室、広島県尾三地域事務所厚生環境局環境管理課及び尾道市市民生活部生活環境課

広島県告示第四百九十一号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。
平成十八年四月二十日

広島県知事 藤田雄山

一 解除に係る保安林の所在場所
世羅郡世羅町大字黒川字中後口一九四の二(次の図に示す部分に限る。)、一九四の三、字明神山四七九の一・五一六の一・五二四の一三・五二四の一四(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、四七八の二、四七九の二から四七九の四まで、五一〇の一、五一〇の二、五一一の二、五一一の三、五一四の二、五一四の三、五一五の二、五一五の三、五一六の二、五一六の三、五二四の一八から五二四の二二まで、五二四の二三から五二四の二七まで

二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 解除の理由
農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。)

排水口名	項目	目			
		通常	最大	通常	最大
ベラビスタ境ガ浜排水口A	化学的酸素要求量	七〇・五	一一〇	二六・五	八八
		燃含有量	一・〇	二・一	一・一
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	窒素含有量	四・二	五・四	四・六	六・〇
		単位・立方メートルにつきグラム	五・一	一〇・一	五・二

広島県告示第四百九十二号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けた。

平成十八年四月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

庄原市東城町小奴可字式斗五升四七〇の二三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

広島県告示第四百九十三号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けた。

平成十八年四月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

三次市三次町字宮ノ峽一七一の四、一七一の二・一七一の五・一七二の二・字中所四五

一の一三(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第四百九十四号

平成十七年広島県告示第千三百十号の告示に係る公共測量が終了した旨、国土交通省中国

地方整備局広島港湾・空港整備事務所長から通知があった。

平成十八年四月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第四百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次

のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十八年五月八日までの間、縦覧に供する。

平成十八年四月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 県道

路線名 岡郷東市之堂線

道路の区域

区	間	新旧別		延長	備考
		新	旧		
東広島市黒瀬町乃美尾字前平四六九二番一地先から 東広島市黒瀬町乃美尾字岡郷三八九六番地先まで	間	新	旧	メートル 一、〇〇五	メートル 〇〇九四・
		五三・五〇〇	三・六〇〇		
		〇〇	〇〇		拡幅

広島県告示第四百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十八年五月八日までの間、縦覧に供する。

平成十八年四月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	区	間	供用開始の期日
県道岡郷東市之堂線	東広島市黒瀬町乃美尾字前平四七二七番一地先から 東広島市黒瀬町乃美尾字岡郷三八九六番地先まで	間	平成十八年四月二〇日

広島県告示第四百九十七号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定によって、須波港における臨港地区及び当該臨港地区内における分区分区を次のように指定した。

なお、当該臨港地区及び分区分区の区域は、同法第三十八条第八項の規定によって、広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室及び広島県尾三地域事務所建設局管理課において縦覧に供する。

平成十八年四月二十日

一 臨港地区の指定

区	域	面積 (ヘクタール)
三原市須波町字筒井、同市須波西町字喜平鼻及び同市須波西町字亀ノ甲のそれぞれの一部		一・六

広島県知事 藤 田 雄 山

二 分区の指定

分区の種類	区	域	面積 (ヘクタール)
商 港 区	三原市須波町字筒井、同市須波西町字喜平鼻及び同市須波西町字亀ノ甲のそれぞれの一部		一・三
修景厚生港区	三原市須波町字筒井及び同市須波西町字喜平鼻のそれぞれの一部		〇・三

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第四百九十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定によって、佐木港における臨港地区及び当該臨港地区内における分区を次のように指定した。なお、当該臨港地区及び分区の区域は、同法第三十八条第八項の規定によって、広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室及び広島県尾三地域事務所建設局管理課において縦覧に供する。

平成十八年四月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 臨港地区の指定

区	域	面積 (ヘクタール)
三原市鷺浦町須波及び同市鷺浦町向田野浦のそれぞれの一部		〇・四一

二 分区の指定

分区の種類	区	域	面積 (ヘクタール)
商 港 区	三原市鷺浦町須波及び同市鷺浦町向田野浦のそれぞれの一部		〇・四一

広島県告示第四百九十九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定によって、瀬戸田港における臨港地区及び当該臨港地区内における分区を次のように指定した。なお、当該臨港地区及び分区の区域は、同法第三十八条第八項の規定によって、広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室及び広島県尾三地域事務所建設局管理課において縦覧に供する。

平成十八年四月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 臨港地区の指定

区	域	面積 (ヘクタール)
三原市鷺浦町向田野浦の一部		〇・〇七

二 分区の指定

分区の種類	区	域	面積 (ヘクタール)
商 港 区	三原市鷺浦町向田野浦の一部		〇・〇七

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十八年四月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
特定非営利活動法人ひよりの会	南崎 久和	広島県安芸郡熊野町五三三四番地	この法人は、地域住民に対し、社会福祉・介護・保健・医療・地域清掃・子育てに関する事業を行い、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。	平成十八年四月一日

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十八年四月二十日

広島県知事 藤田雄山

特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請のあった年月日
特定非営利活動法人 I N E O A S A	保田 哲博	広島県山県郡北広島町大朝二四八七番地	この法人は、現在危機的な状況にある中国山地の里山の自然環境を保全し、循環型社会のまちづくりを図るため、休耕田の有効利用やリサイクル事業、環境教育事業、情報通信環境整備推進事業及びイベント事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。	役員の内任の任期の延長規定の追加	平成十八年四月一日

調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)第三条の二第一項の規定によって、調理師試験を次のとおり実施する。

平成十八年四月二十日

広島県知事 藤田雄山

- 一 試験の日時
平成十八年八月四日(金) 午後一時から午後三時まで
- 二 試験の場所
 - 1 鈴峯女子短期大学(広島市西区井口四丁目六・一八)
 - 2 広島県福山地域事務所(福山市三吉町一丁目一・一)
 なお、試験場所の指定は、受験票によって連絡する。
- 三 受験資格
次のすべての要件に該当する者
 - 1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者又は調理師法附則第三項の規定により学校教育法第四十七条に規定する者とみなされるもの
 - 2 調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)第四条に定める多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で、受験願書受付日現在で二年以上調理の業務に従事した者
- 四 試験科目

- 1 食文化概論
- 2 衛生法規
- 3 公衆衛生学
- 4 栄養学
- 5 食品学
- 6 食品衛生学
- 7 調理理論

五 受験手続

- 1 受験願書の受付期間
平成十八年六月七日(水)から平成十八年六月十六日(金)まで(受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで)。ただし、土曜日と日曜日は除く。
郵送の場合は、平成十八年六月七日から平成十八年六月十六日までの消印があるものに限り受け付ける。
- 2 受験願書の提出先
広島県福祉保健部総務管理局健康増進・歯科保健室(千七三〇・八五一)広島市中区基町一〇番五二号)、広島県各保健所(海田分室を含む)、呉市保健所生活衛生課、竹原市福祉保健課(保健センター)、尾道市健康推進課(総合福祉センター)、因島福祉保健課(保健センター)、三次市さわやか市民室、江田島市保健医療課又は熊野町生活環境課

3 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 写真(出願前六か月以内に正面から撮影した上半身・無帽・縦五センチメートル×横四センチメートル)
- (三) 次のいずれかを証明する書類
 - (1) 学校教育法第四十七条に規定する者であること。
 - (2) 調理師法附則第三項の規定により学校教育法第四十七条に規定する者とみなされる者であること。
- (四) 調理業務従事証明書
平成十二年度広島県調理師試験の受験者は、受験票をもって(三)及び(四)に代えることができる。
平成十三年度以降の広島県調理師試験の受験者は、受験票又は不合格通知書をもって(三)及び(四)に代えることができる。
- 4 受験案内等の配付
受験案内・受験願書・調理業務従事証明書は、広島県福祉保健部総務管理局健康増進・

歯科保健室、広島県各保健所(海田分室を含む)、呉市保健所生活衛生課、竹原市福祉保健課(保健センター)、尾道市健康推進課(総合福祉センター)、因島福祉保健課(保健センター)、三次市さわやか市民室、江田島市保健医療課及び熊野町生活環境課で配付する。

なお、これら受験案内等を郵便で請求する場合は、連絡用の電話番号を明記し、あて先明記の返信用封筒(百二十円切手をはった十五センチメートル×二十三センチメートル以上の封筒)を同封すること。

六 受験手数料
六千円

この手数料は、六千円に相当する額の広島県収入証紙を受験願書の定められた欄にはって納めること。広島県収入証紙には消印をしないこと。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

七 受験票の交付

受験票は、試験日の一週間前までに直接本人に送付する。

八 合格者の発表

平成十八年九月一日(金)午前九時に広島県庁、広島県各保健所(海田分室を含む)、呉市保健所生活衛生課、竹原市福祉保健課(保健センター)、尾道市健康推進課(総合福祉センター)、因島福祉保健課(保健センター)、三次市さわやか市民室、江田島市保健医療課及び熊野町生活環境課にて受験番号を掲示して行うほか、広島県ホームページに掲載する。また、可否を受験者に文書で通知する。

九 その他

この試験についての問い合わせ先は、広島県福祉保健部総務管理局健康増進・歯科保健室(電話番号一〇八二五一一三〇七六「ダイヤルイン」)、広島県各保健所(海田分室を含む)、呉市保健所生活衛生課、竹原市福祉保健課(保健センター)、尾道市健康推進課(総合福祉センター)、因島福祉保健課(保健センター)、三次市さわやか市民室、江田島市保健医療課又は熊野町生活環境課とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定によって、福山市所在の是来地区県営土地改良事業(ため池等整備事業)変更計画を定めたので、この土地改良事業変更計画の写しを次により縦覧に供する。

なお、この変更計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申し立てをすることができ。

また、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第十項の

規定に基づき、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年四月二十日
広島県知事 藤田雄山

一 縦覧期間

平成十八年四月二十日から
平成十八年五月十日まで

二 縦覧場所

福山市役所

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定によって、届出があった。

平成十八年四月二十日

事業主体	地区名	事業名	完了年月日	大坂桂介
東広島市土地改良区	市ノ畑	区画整理事業	平成一八・三・三一	

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定によって、沼隈郡沼隈町土地改良区の定款変更を平成十八年四月七日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に、広島県を被告として、認可の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年四月二十日

広島県福山地域事務所長 旗手清文

福山市土地改良区から次の役員が退任した旨の届出があった。

平成十八年四月二十日

広島県福山地域事務所長 旗手清文

退任役員	職名	氏名	住所
理事	藤井	學	福山市東手城町一丁目八・二四

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第30号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年4月20日

広島県公安委員会
委員長 宮地 治 夫

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6P0084	告示の日(平成18年4月20日)から3年間	ぱちんこ遊技機	CRフイバー電車でGO1.2SF-T	株式会社三共 毒島 秀行 代表取締役 生市 博野町六丁目460番地	左 同
6P0109	同上	同上	CRフイバー電車でGO1.2MF-T	同上	左 同
5S1243	同上	回胴式遊技機	セパロツトF	株式会社オリンピア 勝也 代表取締役 鐘井 上野二丁目11番7号	左 同
5P1208	同上	ぱちんこ遊技機	CR探偵物語VS	同上	左 同
5P1173	同上	同上	CR探偵物語MJ	同上	左 同
5P1198	同上	同上	CR探偵物語ES	同上	左 同

公安委員会公告

広島県公安委員会公告第31号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年4月20日

広島県公安委員会
委員長 宮地 治 夫

- 審査の種類
技能検定員・教習指導員審査（大型二種・普通二種）
 - 審査の期日
平成18年5月23日
 - 審査の場所
広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
広島県運転免許センター
 - 審査対象者
 - 道路交通法第99条の2第4項第2号及び第99条の3第4項第2号の規定に係る者
審査の方法
 - 規則第4条及び第12条に規定する方法により実施
審査の申請手続等
- (1) 申請に必要な書類
- ア 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書（写真及び審査手数料貼付のもの）
1通
- イ 審査手数料計算表
1通
- ウ 自動車運転免許証の写し
1通
- エ 履歴書
1通
- オ 運転記録証明書
1通
- カ 住民票（本籍記載のもの）
1通
- キ 技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を有している者はその写し
- (2) 申請書等の提出先
広島県警察本部交通部運転教育課長

(3) 再編準備の提出期限
平成18年 5月16日

正 誤

平成十八年四月六日付け広島県報(定期)第二十六号に登載の広島県告示第四百五十六号(道路の区域変更)の一部を次のように訂正する。

土木部土木整備局道路河川管理室長

ページ	段	欄	誤	正
八	上	二つ目の表中「備考」	県道一般国道	一般国道